

鹿児島県で採取された水における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性（野鳥国内4、5例目）について

令和3年11月29日（月）

<鹿児島県・熊本県同時発表>

鹿児島大学が実施した検査により、令和3年11月22日（月）に鹿児島県出水市で採取した環境試料（水鳥の糞便が落ちているねぐら等の水）から、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8亜型）が検出（陽性）された旨の報告がありました。この報告を受け、採取2地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化します。

1. 経緯

11月22日（月） ・ 鹿児島県出水市で環境試料（水）を採取

11月29日（月） ・ 鹿児島大学においてウイルス分離検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8亜型）が検出

2. 今後の対応

- ・ 今回の環境試料の採取地点は、令和3年11月11日（木）以降の発生（野鳥国内1及び3例目、家きん国内2及び3例目）を受けて指定済みの野鳥監視重点区域と重なっており、鹿児島県及び熊本県と調整の上、引き続き、野鳥の監視を継続します。
- ・ 鹿児島県及び熊本県では、令和3年11月11日（木）以降の発生に伴う野鳥緊急調査を実施しており、その後も継続して野鳥の監視を行っていますが、現在のところ野鳥の大量死等の異常は確認されていません。
- ・ 野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルは、令和3年11月11日付けで「対応レベル3」に引き上げており、全国での野鳥の監視を継続します。

3. 留意事項

- （1）鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、冷静な行動をお願いします。
- （2）同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や市町村役場に御連絡ください。

（参考）野鳥との接し方について

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf

【取材について】

現場周辺での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いいたします。

【参考情報】

環境省ホームページでは、野鳥の鳥インフルエンザ発生状況など、高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html)

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html)

環境省自然環境局野生生物課			
鳥獣保護管理室			
代 表		03-3581-3351	
直 通		03-5521-8285	
室 長	東岡	礼治	(内線 6470)
室長補佐	村上	靖典	(内線 6675)
係 長	福田	真	(内線 6670)
担 当	安藤	滉一	(内線 6478)